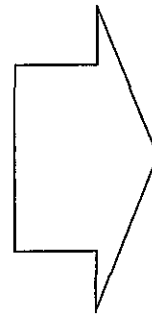


## 一般制度に統合した場合の保険料率の例

## 現 行

		船舶所有者	被保険者
職務外疾病部門	91%	45.5%	45.5%
職務上疾病部門	20%	20%	—
(うち下船後3月分 約9%)			
職務上年金部門	44%	44%	—
特別支給金分	6%	6%	—
失業部門	18%	9%	9%
その他の福祉事業	6%	6%	—
事務費分	2%	2%	—
合 計	187%	132.5%	54.5%



## 健康保険

	事業主	被保険者
政府管掌健康保険	82%	41%

※政管健保が都道府県単位の財政運営を行う場合 75%～87% (別添1参照)

注1. 保険料率は労使折半であり、保健事業等に係る料率を含んでいる。

注2. 健康保険組合の保険料率は各組合において別途設定されている。

## 労災保険

業種により保険料を設定 5%～129% (別添2参照)

注1. 保険料は全額事業主負担。

注2. 保険料率は長期給付、短期給付、通勤災害等、労働福祉事業及び事務費分を含んだ料率である。

## 【参考】

漁 業	海面漁業 (定置網漁業又は海面魚類養殖業を除く。)	52%
	定置網漁業又は海面魚類養殖業	40%
運輸業	交通運輸事業	5%
	貨物取扱事業 (港湾貨物取扱事業及び港湾荷役業を除く。)	13%
	港湾貨物取扱事業 (港湾荷役業を除く。)	17%
	港湾荷役業	31%
	その他の事業 農業又は海面漁業以外の漁業	11%

## 雇用保険

	事業主	被保険者
保険給付に係る料率	16%	8%
雇用保険三事業に係る料率	3.5%	3.5%

(注) 労災保険の保険料率については、積立不足の償却に係る保険料率を含んでいない。

## 政管健保の平成13年度医療給付費等実績に基づく都道府県保険料率の機械的試算

(単位:‰)

	若人医療給付費分の 保険料率(調整前)		調整の影響			老人医療給付費分の 保険料率 (年齢・所得調整後)		保険料率 (老健拠出金等の所要料 率を加えたもの※)	
			年齢調整	所得調整	計				
	順位	順位				順位	順位		
全国計	43	—	—	—	—	43	—	80	—
1 北海道	56	1	▲2	▲4	▲6	50	1	87	1
2 青森	53	7	1	▲9	▲8	45	14	82	14
3 岩手	52	9	▲0	▲7	▲8	44	17	81	17
4 宮城	46	23	1	▲4	▲4	42	30	79	30
5 秋田	53	4	▲1	▲7	▲8	45	9	82	9
6 山形	44	26	1	▲4	▲3	41	39	78	39
7 福島	47	20	1	▲5	▲4	43	29	80	29
8 茨城	39	39	1	0	1	41	41	78	41
9 栃木	40	38	1	1	1	42	36	79	36
10 群馬	41	36	▲0	0	▲0	41	42	78	42
11 埼玉	37	44	▲1	3	2	40	46	77	46
12 千葉	38	42	▲1	3	2	40	44	77	44
13 東京	33	47	▲1	8	8	41	38	78	38
14 神奈川	37	46	▲1	6	5	42	35	79	35
15 新潟	44	27	0	▲4	▲4	40	43	78	43
16 富山	43	30	▲1	2	1	44	16	82	16
17 石川	44	28	▲0	1	1	45	12	82	12
18 福井	41	35	0	2	2	43	27	80	27
19 山梨	39	40	0	1	1	40	45	77	45
20 長野	38	43	▲1	1	0	38	47	75	47
21 岐阜	42	33	▲0	0	0	42	31	79	31
22 静岡	37	45	0	3	3	41	40	78	40
23 愛知	38	41	0	3	4	42	33	79	33
24 三重	42	34	▲0	1	0	42	34	79	34
25 滋賀	41	37	0	0	1	41	37	79	37
26 京都	42	32	▲0	1	1	43	25	80	25
27 大阪	42	31	▲0	2	2	44	18	81	18
28 兵庫	43	29	▲0	0	▲0	43	26	80	26
29 奈良	45	24	▲1	▲2	▲3	43	28	80	28
30 和歌山	48	16	1	▲4	▲3	44	15	82	15
31 鳥取	47	18	1	▲4	▲4	44	23	81	23
32 島根	47	17	▲0	▲3	▲4	44	22	81	22
33 岡山	46	22	▲0	▲2	▲2	44	19	81	19
34 広島	45	25	0	▲1	▲0	45	11	82	11
35 山口	47	21	1	▲2	▲1	44	20	81	20
36 徳島	53	6	0	▲4	▲3	49	2	86	2
37 香川	48	14	▲0	▲2	▲2	46	5	83	5
38 愛媛	48	15	1	▲5	▲4	44	21	81	21
39 高知	47	19	1	▲2	▲1	46	8	83	8
40 福岡	50	13	1	▲4	▲3	47	4	84	4
41 佐賀	53	3	1	▲8	▲6	47	3	84	3
42 長崎	52	8	2	▲8	▲6	46	6	83	6
43 熊本	51	11	2	▲7	▲5	45	10	82	10
44 大分	53	5	0	▲7	▲7	46	7	83	7
45 宮崎	50	12	2	▲9	▲7	43	24	81	24
46 鹿児島	51	10	2	▲9	▲7	45	13	82	13
47 沖縄	54	2	7	▲19	▲12	42	32	79	32

※老健拠出金、退職拠出金、傷病手当金等の現金給付、保健事業に係る費用等の所要保険料率を各都道府県で同一の料率とした上で、若人医療給付費分の保険料率(年齢・所得調整後)に加えている。

(老健拠出金分約23‰、退職拠出金分約7‰、傷病手当金等現金給付費分約4‰、保健事業費に係る費用分約2‰)

注1. 事業所所在地に着目して都道府県を区分している。

注2. 保険料率は総報酬ベースである。

注3. 四捨五入の関係で合計があわない場合がある。

## 労災保険率表

事業の種類分類	番号	事業の種類	平成15年4月1日	平成15年3月31日	
			現在	現在	
			労災保険率	事業場数	労働者数
林業	02又は03	林業	1,000分の59	20,351	89,435
漁業	11	海面漁業(定置網漁業又は海面魚類養殖業を除く。)	1,000分の52	2,958	23,982
	12	定置網漁業又は海面魚類養殖業	1,000分の40	1,902	10,451
鉱業	21	金属鉱業、非金属鉱業(石灰石鉱業又はドロマイト鉱業を除く。)	1,000分の87	129	1,907
	23	石灰石鉱業又はドロマイト鉱業	1,000分の53	179	3,435
	24	原油又は天然ガス鉱業	1,000分の7	44	1,112
	25	採石業	1,000分の69	2,027	16,411
	26	その他の鉱業	1,000分の32	2,518	14,491
建設事業	31	水力発電施設、ずい道等新設事業	1,000分の129	1,300	37,301
	32	道路新設事業	1,000分の29	2,432	36,714
	33	舗装工事業	1,000分の17	6,572	75,794
	34	鉄道又は軌道新設事業	1,000分の30	296	8,435
	35	建築事業(既設建築物設備工事業を除く。)	1,000分の17	421,264	3,299,163
	38	既設建築物設備工事業	1,000分の14	79,017	330,323
	36	機械装置の組立て又は据付けの事業	1,000分の16	14,262	245,216
	37	その他の建設事業	1,000分の23	118,474	958,747
製造業	41	食料品製造業(たばこ等製造業を除く。)	1,000分の7	49,728	1,333,412
	65	たばこ等製造業	1,000分の5.5	2,516	19,891
	42	繊維工業又は繊維製品製造業	1,000分の5.5	31,758	590,842
	44	木材又は木製品製造業	1,000分の21	33,807	314,816
	45	パルプ又は紙製造業	1,000分の8.5	1,066	71,087
	46	印刷又は製本業	1,000分の5	24,642	368,833
	47	化学工業	1,000分の6	15,959	604,847
	48	ガラス又はセメント製造業	1,000分の7.5	2,006	71,075
	66	コンクリート製造業	1,000分の15	7,428	119,152
	62	陶磁器製品製造業	1,000分の17	2,147	38,382
	49	その他の窯業又は土石製品製造業	1,000分の25	8,566	82,721
	50	金属精錬業(非鉄金属精錬業を除く。)	1,000分の7	2,134	147,540
	51	非鉄金属精錬業	1,000分の8	1,117	44,959
	52	金属材料品製造業(鋳物業を除く。)	1,000分の10	1,933	65,000
	53	鋳物業	1,000分の18	3,659	58,154
	54	金属製品製造業又は金属加工業(洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業及びめつき業を除く。)	1,000分の14	67,979	882,252
	63	洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業(めつき業を除く。)	1,000分の10	1,741	23,522
	55	めつき業	1,000分の8.5	2,910	46,747
	56	機械器具製造業(電気機械器具製造業、輸送用機械器具製造業、船舶製造又は修理業及び計量器、光学機械、時計等製造業を除く。)	1,000分の7	50,967	901,836
	57	電気機械器具製造業	1,000分の5	37,437	1,854,832
	58	輸送用機械器具製造業(船舶製造又は修理業を除く。)	1,000分の5.5	62,447	1,120,451
	59	船舶製造又は修理業	1,000分の22	6,133	68,757
	60	計量器、光学機械、時計等製造業(電気機械器具製造業を除く。)	1,000分の5	7,934	309,826
64	貴金属製品、装身具、皮革製品等製造業	1,000分の5.5	4,189	46,434	
61	その他の製造業	1,000分の8	46,778	763,376	
運輸業	71	交通運輸事業	1,000分の5	11,747	841,046
	72	貨物取扱事業(港湾貨物取扱事業及び港湾荷役業を除く。)	1,000分の13	58,287	1,516,182
	73	港湾貨物取扱事業(港湾荷役業を除く。)	1,000分の17	769	20,574
	74	港湾荷役業	1,000分の31	1,069	24,882
電気、ガス、水道又は熱供給の事業	81	電気、ガス、水道又は熱供給の事業	1,000分の5	2,269	173,258
その他の事業	95	農業又は海面漁業以外の漁業	1,000分の11	45,906	294,263
	91	清掃、火葬又はと畜の事業	1,000分の12	18,686	201,937
	93	ビルメンテナンス業	1,000分の6	19,493	853,991
	96	倉庫業、警備業、消毒又は害虫駆除の事業又はゴルフ場の事業	1,000分の6	14,417	585,008
	94	その他の各種事業	1,000分の5	1,322,937	28,581,903

資料出所：労働者災害補償保険事業年報

## 労災保険率の改定経過表

(単位:1/1,000)

事業の種類の分類	番号	事業の種類	料率改定時期										
			S57.4	S58.4	S60.4	S61.4	H1.4	H4.4	H7.4	H10.4	H13.4	H15.4	
林業	02	木材伐出業	118	128		134	138	142	137	134	133	統合 59	
	03	その他の林業 製薪業又は木炭製造業	33			38	40	41		39			
漁業	11	海面漁業	50			63	67		61	59	56	52	
	12	定置網漁業又は海面魚類養殖業	42							40	42	40	
鉱業	21	金属鉱業、非金属鉱業又は石炭鉱業	78	85		91	95	99	94	統合 89		87	
		石灰石鉱業又はドロマイト鉱業	93	98		103	107	111	106				
	23	石灰石鉱業又はドロマイト鉱業	58			62	66		60		57	53	
	24	原油又は天然ガス鉱業	10								9	7	
	25	採石業	118			125	129	72			71	69	
	26	その他の鉱業	40						36		35	32	
建設事業	31	水力発電施設、ずい道等新設事業	129			145	149		144	134	133	129	
	32	道路新設事業	40			47	49		43	33	31	29	
	33	舗装工事	26				29		24	20	19	17	
	34	鉄道又は軌道新設事業	68						52	38	34	30	
	35	建築事業	47	33				32	25	22	20	17	
	38	既設建築物設備工事	31	28				25	19	15		14	
	36	機械装置の組立て又は据付けの事業	33			34	35	34	28	20	19	16	
	37	その他の建設事業	35				38		30	27	26	23	
	製造業	41	食料品製造業	9									7
65		たばこ等製造業	-	-	新設 5		6				7	5.5	
42		繊維工業又は繊維製品製造業	7		統合 7							6.5	6.5
		紡績業又はねん糸製造業 製糸業	6										
44		木材又は木製品製造業	26						24	23		21	
45		パルプ又は紙製造業	11							10	9	8.5	
46		印刷又は製本業	7						6			5	
47		化学工業	8								7.5	6	
48		ガラス又はセメント製造業	9						8		8.5	7.5	
66		コンクリート製造業	-	-	-					新設 18			15
62		陶磁器製品製造業	20						19			18	17
49		その他の窯業又は土石製品製造業	25			27			26				25
50		金属精錬業	9						8				7
51		非鉄金属精錬業	11						10				8
52		金属材料品製造業	19					18	15	11			10
53		鋳物業	21						20				18
54		金属製品製造業又は金属加工業	23					22	17		16		14
63		洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業	17					16	14	12			10
55		めっき業	13						11	10			8.5
56		機械器具製造業	11						10	9	8.5	7	7
57		電気機械器具製造業	5				6				5.5	5	5
58		輸送用機械器具製造業	8							7			5.5
59		船舶製造又は修理業	21				23		22		23	22	22
60		計量器、光学機械、時計等製造業	5				6				5.5	5	5
64		貴金属製品、装身具、皮革製品等製造業	8						7	6			5.5
61		その他の製造業	12						11	10			8
運輸業		71	交通運輸業	7								6.5	5
	72	貨物取扱事業	20				19	15				13	
	73	港湾貨物取扱事業	27			29		26	22	20		17	
	74	港湾荷役業	40		統合 51	56		53	47	38	35	31	
沿岸荷役業 船内荷役業		75											
電気、ガス、水道又は熱供給の事業	81	電気、ガス、水道又は熱供給の事業	5				6			5.5	5		
その他の事業	95	農業又は海面漁業以外の漁業	-	新設 7		9	11				13	11	
	91	清掃、火葬又はと畜の事業	14									12	
	92	一般失業対策事業	12							廃止	-	-	
	93	ビルメンテナンス業	6								6.5	6	
	96	倉庫業、警備業、消毒業又は害虫駆除の事業又はゴルフ場の事業	-	新設 5		6					6.5	6	
	94	その他の各種事業	5				6				5.5	5	
平均料率			11.2	10.6	10.3	10.2	11.3	11.0	10.0	9.1	8.4	-	

(注) 空欄部分は変更のないことを示す。

## 労災保険制度の業種区分について（考え方）

### 1 事業の種類別とする理由

労働者災害補償保険制度（以下「労災保険」という。）は、業種別に料率を設定する制度を採用している。

これは、業種ごとに災害率、災害の種類及び作業態様が異なることを踏まえ、事業主に対する保険料負担の公平性及び災害防止意欲促進の観点から、業種別に料率を設定することが適切であるとの判断に基づくものである。

したがって、労災保険率は、事業の種類ごとに、過去3年間の業務災害及び通勤災害に係る保険給付に要する費用の予想額を基礎とし、労災保険に係る保険関係が成立しているすべての事業の過去3年間の業務災害及び通勤災害に係る災害率並びに二次健康診断等給付に要した費用の額、労働福祉事業及び事務の執行に要する費用の予想額その他の事情を考慮して定めている。

### 2 事業の種類区分の考え方

日本標準産業分類は、主として産業活動を中心に分類されているが、労災保険の事業細目表は、災害率、災害の種類、作業実態、業界組織、保険技術等を主眼として定められているものである。これは、労災保険制度が業務災害に対する事業主の補償責任の法理を基盤としているからである。

労災保険の事業細目表の分類にあたっては、事業主の保険料負担の公平性あるいは労働安全衛生対策の面で災害率、災害の種類、作業態様による分類を、また保険集団としての規模及び分類等の保険技術上の問題を、さらに費用負担の連帯性、災害防止活動の浸透の面で業界組織による分類を配慮して定められているものであって、事業の規模の大小は考慮していない。